

国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程

制定 平成19年4月1日 19規程第17号

最終改正 平成30年10月31日 30規程第14号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の外部の委員会の委員等への就任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱依頼)

第2条 研究所の職員等を委員会又は学協会等の委員又は役職員へ委嘱をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式第1による委員等委嘱承諾依頼書1通を研究所に提出する。

(就任の要件)

第3条 研究所は、委員等委嘱承諾依頼書を受理した場合において、その内容を審査し、依頼案件が次の各号に掲げる要件のすべてに該当するときは、職員等の委員会又は学協会等の委員又は役職員への就任を承諾するものとする。

- 一 職員等の有する学術、技術、経験その他の専門的知識が、委員又は役職員の就任に適切であること。
- 二 就任する委員又は役職員が無報酬であること。
- 三 委員又は役職員の就任によって、職員等の本務の遂行に支障をきたすおそれがないこと。
- 四 委員又は役職員の就任によって、研究所の信用を傷つけ、研究所全体の不名誉となるおそれがないこと。

(委嘱の承諾)

第4条 研究所は、前条の審査の結果、職員等の委員会又は学協会等の委員又は役職員への委嘱を承諾しようとするときは、遅滞なく、その旨を依頼者に通知する。

(変更の依頼及び承諾)

第5条 依頼者は、委員等委嘱承諾依頼書に記載した事項を変更しようとするときは、別紙様式第2による委員等委嘱変更依頼書を研究所に提出しなければならない。

- 2 第3条及び第4条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、その他委員会又は学協会等への委員又は役職員就任の取扱いに関して必要な事項は、研究所の関係者との協議により定めることができる。

(権限の委任)

第7条 理事長は、この規程による権限（前条の規定によるものを除く。）を事業所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センター（以下「地

域センター等」という。)にあつては地域センター等の所長)に委任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(外部委員会委員等就任要領の廃止)
- 2 外部委員会委員等就任要領(13要領第22号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の外部委員会委員等就任要領(以下「旧要領」という。)の規定によりされた申請、承諾その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申請、承諾その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にある旧要領の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(22規程第96号・一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年12月31日までの間における第2条及び第5条の適用については、それぞれ当該各条に規定する別紙様式第1及び別紙様式第2中「管理監」とあるのは「産学官連携推進部長」とする。

附 則(22規程第118号・一部改正)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(25規程第49号・一部改正)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27規程第24号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27規程第69号・一部改正)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(30規程第14号・一部改正)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

番 号
平成 年 月 日

委員等委嘱承諾依頼書
(新規・継続)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

事業所長 殿

(地域センター等に提出するときは、地域センター等の所長)

住 所
氏名又は名称及び
法人にあっては代表者名 印

貴研究所の国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程（19規程第17号）第2条の規定に基づいて、下記のとおり、貴研究所の職員等を へ委嘱いたしたく、委嘱について承諾を依頼します。

- 1 委員等名
- 2 委員会等の目的
- 3 委嘱する職員等の所属
- 4 委嘱する職員等の氏名
- 5 委嘱期間
自
至
- 6 期間中の開催回数
- 7 開催時間数（1回）
- 8 報酬の有無
- 9 交通費の有無
- 10 その他（事務担当者連絡先）
申請者業務概要（会社案内を添付）

- 注 (1) 委嘱書の名称の下の「(新規・継続)」の文字のうち、不要な文字は消して下さい。
(2) 依頼者の業務概況(団体案内等)を添付して下さい。

別紙様式第2

番 号
平成 年 月 日

委 員 等 委 嘱 変 更 依 頼 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

事業所長 殿

(地域センター等に提出するときは、地域センター等の所長)

住 所
氏名又は名称及び
法人にあつては代表者名 印

貴研究所の国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程（19規程第17号）第5条第1項の規定に基づいて、下記のとおり、貴研究所職員等への委嘱事項について変更を依頼します。

- 1 委員会等・役職名
- 2 委嘱を受けている職員等の所属
- 3 委嘱を受けている職員等の氏名
- 4 変更事項
(変更前)
(変更後)
- 5 変更理由
- 6 その他（事務担当者連絡先）